

一般社団法人山形県放射線技師会 表彰規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人山形県放射線技師会（以下「本会」という）に著しい功績のあった者及び特に優れた研究などの業績をあげた者の表彰について必要事項を定める。

(表彰基準)

第 2 条 表彰及び基準は、次のとおりとする。

- (1) 永年勤続賞 年度当初において放射線技師として25年以上勤務し、かつ本会正会員として10年以上在籍した者
- (2) 功 勞 賞 本会の役員を通算10年以上経験した者
- (3) 研究奨励賞 放射線医学、技術に関する研究、発明、考案など著しい功績のあった者
- (4) 特 別 賞 本会の名誉を著しく高めた者

(推薦)

第 3 条 事務局は、前条の表彰基準に該当する者の推薦者リストを、毎事業年度終了後すみやかに、表彰委員会に提出しなければならない。

(表彰)

第 4 条 表彰は、表彰委員会の推薦により定時社員総会において会長が行う。

(表彰委員会)

第 5 条 表彰委員会は、会長囑託の委員で構成する。

(委員長)

第 6 条 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

(審議)

第 7 条 表彰委員会は、第3条の規定により推薦を受けたものについて審議し、被表彰者を会長に推薦する。

(表彰内容)

第 8 条 表彰は、賞状と記念品により行う。

附則

- 1 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。
- 2 この規程は、一般社団法人山形県放射線技師会設立日より施行する。